令和８年１０月実施

公 売 の 手 引 き

■入札公告期間　令和８年10月23日（金）午前８時30分から
令和８年11月　６日（金）午後３時00分まで

■入札参加申込期限　令和８年11月６日（金）午後３時00分

■入札日時　令和８年11月13日（金）午前10時00分から

■入札場所　魚沼市役所本庁舎　３階　301会議室

魚沼市

新潟県魚沼市小出島９１０番地
魚沼市役所　市民福祉部
税務課　管理収納係
電話番号　０２５－７９２－９７５１

第１　手続きの概要

公売の手続については、「公売公告兼最低入札価格の公告」に記載した事項のほか次に掲げる取扱手続によって行うことになりますので、公売財産を買受けようとする方は、これらの事項を十分承知のうえ公売に参加してください。

入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況を確認し、登記登録制度のある財産については、関係公簿類もご確認のうえ入札してください。

「公売公告兼最低入札価格の公告」は魚沼市ホームページ又は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係に写しを備え付けてありますので、閲覧のうえ、「公売公告兼最低入札価格の公告」により財産の明細等をご確認ください。

なお、不明な点については、魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係までお問い合わせください。

第２　公売公告から入札参加申込期限までの手順

１．　入札前にご持参していただくもの

公売に参加する方は、**令和８年１０月２３日（金）午前８時３０から令和８年１１月６日（金）午後３時００分**までに下記の書類等を魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係にご持参ください。

不備があった場合には入札に参加できない場合がございますので余裕をもって手続をお願いします。

① **入札参加申込書**

② 個人：身分証明書の写し（マイナンバーカード、免許証など）

③ 法人：法人登記事項証明書の写し

→本人（事業者）確認を行います。代理人の方も必要です。

④ 印鑑

→入札者が個人の場合はその印鑑（認印可）、法人の場合はその代表者の印鑑、代理人の場合は代理人の印鑑

⑤ 公売保証金領収証書又は公売保証金に相当する現金

→入札参加申込時に公売保証金の領収を確認します。

詳しくは、「2.公売保証金の納付」をご確認ください。

⑥ 公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書

→公売保証金を返還することになった場合、返還先の振込先口座を指定するものです。（魚沼市ホームページ又は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係で発行）

⑦ 公売保証金充当申出書

→落札した場合、公売保証金を買受代金に充当するための申出書です。

（魚沼市ホームページ又は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係で発行）

⑧ 委任状

→代理人が入札する場合、本人の委任状が必要です。

（魚沼市ホームページ又は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係で発行）

⑨暴力団の排除に関する誓約書

→国税徴収法第 99 条の 2 第 1 項の各号のいずれにも該当しないことを陳述します。

（魚沼市ホームページ又は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係で発行）

２． 公売保証金の納付

入札参加申込時に、公売保証金の納付が確認できなければ公売に参加することができません。

現金又は魚沼市指定(代理も含む)金融機関の振出の小切手若しくは魚沼市指定の口座への振込により納付をお願いします。

参加申込時に現金での納付も可能です。その際は魚沼市役所税務課で領収証を発行します。

魚沼市指定の口座への振込を希望される場合は、指定口座をお知らせしますので連絡をお願いします。また、入金を確認するのに時間を要するため、入札参加申込期限の前日までに振込をお願いします。

納付確認後に公売保証金領収証書を発行します。

３． 入札

（１）**日時：令和８年１１月１３日(金)**

①区分番号１　午前１０時００分

②区分番号２　午前１０時１０分

③区分番号３　午前１０時２０分

（２）**場所：魚沼市役所本庁舎３階３０１会議室**

（３）入札書は、本市の様式を使用し、字体を鮮明にインク又はボールペンで記載して下さい。

（４）入札者は、所定の入札書により、区分番号ごとに入札してください。

（５）入札書に記載する住所および氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては、商業登記簿上の所在地・商号）を記載してください。

（６）入札書を書き損じたときは、訂正せず、新たな入札用紙を使用してください。

（７）入札書の入札価額の頭部には、「￥」を付けてください。

（８）入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に留意のうえ記載漏れ、誤記のないことを確かめたうえで提出してください。

（９）一度提出した入札書については、変更又は取消をすることができません。

(10) 入札しようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効とします。

(11) 入札書には、架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
(12) 法人が入札参加申込する場合には、法人名及び代表者名を入札書の指定箇所に記載してください。
(13) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
(14) 入札金額が最低入札価格以上で、かつ、最高価格である者を最高価格申込者とし売却決定します。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとします。
　なお、最高価格申込者となるべき同価格の最高入札者が２人以上あるときは、その入札者間で追加入札をして最高価格申込者を定めます。この場合において、追加入札の価格がなお同価格であるときは、くじにより決定します。
(15) 最高価格申込者に対し、買受人とする売却決定通知書を送付します。

４．　買受人の制限

国税徴収法第９２条の規定により、当該滞納者及び魚沼市に所属する職員で税務事務に従事する職員は、買受けることができません。国税徴収法第１０８条の公売実施の適正化の措置に係る規定に掲げる者に該当する事実があるものについては、公売参加への制限があります。

第３　最高価格申込者の決定後の手続き

５．　公売保証金の返還

最高価格申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還手続を行いますが振込に７日程度を要します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価格申込者が買受代金を納付した後に返還します。

６．　買受代金の納付

（１）買受代金の納付

買受人は、入札価額から公売保証金の金額を差し引いた金額を納付期日までに納付してください。

この納付期日までに買受代金の全額を納付しない場合には、売却決定を取消します。この場合、納付された公売保証金は公売に係る滞納税に充当します。

（２）納付期限　令和８年１１月３０日（月）午後２時００分

（３）納付方法　現金又は魚沼市指定(代理も含む)金融機関の振り出しの小切手若しくは、魚沼市指定の口座への振込にて納付してください。現金又は小切手で納付を希望される場合は魚沼市役所市民福祉部税務課管理収納係で納付書を発行いたします。

７．　権利移転の時期及び危険負担

買受代金を納付した時をもって所有権が移転します。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産のき損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。

また、公売物件については現況での公売であり、公売物件について、魚沼市は瑕疵担保責任を負いません。買受後の不要な動産の搬出等は買受人となられた方が行うことになります。

８．　財産の引渡しの方法

魚沼市は引渡しの義務を負いません。したがって、買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その不動産の明け渡しを求める場合等は、買受人がその手続きを行うことになります。

９．不動産の権利移転手続き

所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づいて魚沼市が行います。「所有権移転登記請求書」を売却決定時にお渡しいたしますので提出してください。登記に必要な費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

第４　その他

１０．最高価申込者の取消し

不動産等の最高価申込者の決定後、売却決定前に公売の基因となった市税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者の決定を取り消します。

１１．売却決定の取消し

次に該当する場合は売却決定を取り消します。

① 買受代金納付の前に、滞納市税完納の事実が証明されたとき。

② 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。

③ 国税徴収法第１０８条第２項の規定が適用されたとき。

１２．公売実施の適正化のための措置

公売への参加妨害行為、入札等の妨害行為等をした者が納付した公売保証金は、魚沼市に帰属します（国税徴収法第１０８条）。